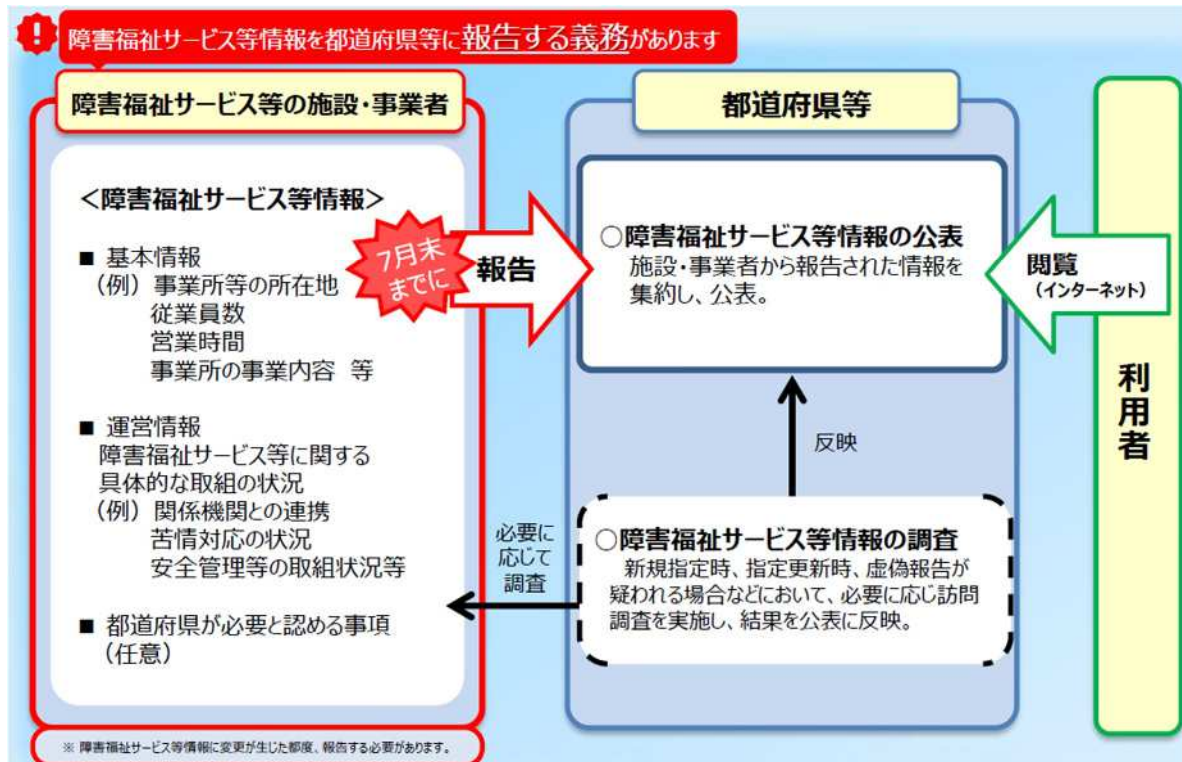


情報公表制度について

1 制度概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成30年4月に創設された制度です。事業者は毎年、指定事業所の障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告し、都道府県知事等は報告された内容を公表しています。

なお、未報告の場合は報酬減算が適用されます。



2 事業者による県への報告

障害福祉サービス等情報公表制度は、独立行政法人福祉医療機構（以下「ワムネット」という。）によって運営されています。

福島県が指定している障害福祉サービス等事業所を運営する事業者（法人）は、ワムネットが運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「公表システム」という。）」を通じて、下記①及び②の情報を県に報告する必要があります。（中核市内に事業所がある場合は、所在中核市に報告）

なお、報告事項に不備がある場合は、差戻しを行います。公表システムからメールが届きますので、差戻し理由を御確認のうえ再度報告願います。

①基本情報・運営情報

原則、毎年度7月31日までに報告してください。

②経営情報（前年度決算情報）

毎会計年度終了後3ヶ月以内に報告してください。

※決算月が12月～2月の事業所における令和7年度決算情報の報告に限り、令和8年6月末まで。

3 経営情報の見える化について【令和7年度新設】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースについて、職種別の給与総額等を継続的に把握できるような対応の検討を速やかに進め、必要な措置を講じることとなっていることから、令和7年度より経営情報（前年度決算情報）を公表システムを通じて報告することとなりました。

なお、報告内容はグルーピングして公表する予定です。（事業所ごとには公表しません）

4 情報公表未報告減算について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、情報公表の報告が行われていないことが確認された場合は、情報公表未報告減算（以下「減算」という。）が適用されることとなりました。

減算については、厚労省留意事項通知において「法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する」とされています。

なお、福島県における未報告の確認調査としては、①指定更新に係る申請があった場合、②社会福祉課における指導監査、③障がい福祉課及び児童家庭課による報告状況の確認、を予定しております。

また、減算適用となる場合は、「減算有り」とする介護給付費等算定に係る体制等届出書の提出が必要ですが、届出書の提出を待たずに減算を適用します。また、報告を行っていない状況が解消された場合は、「減算無し」とする届出書を提出しなければ減算解除ができませんので御注意ください。

5 災害時情報共有システムとの連携について

公表システムに登録していただく「事業所のシステムからの連絡用メールアドレス」は、災害時情報共有システムと連携しており、緊急連絡先アドレスとして活用される仕組みとなっています。

災害の規模に応じて、災害時情報共有システムからの報告を求めることがありますので、必ず御登録願います。

6 その他

- 誤って申請してしまった場合は、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体（福島県又は中核市）までご連絡ください。自治体において申請の差戻しを行うことで、情報の修正・再申請が可能になります。
- ログイン ID をお忘れの場合は、障害福祉サービス等事業所の指定を受けた各自治体（福島県又は中核市）までご連絡ください。
- パスワードを忘れた方はこちら↓の再発行手順を御確認の上、ご対応願います。
https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/info/func_passreset.pdf
- 公表システムを通じた報告を行うには、公表システムに事業所が登録されている必要があります。つきましては、各法人において、公表システムに事業所が登録されているかを御確認ください。登録されていない又は廃止（休止中）のサービスがある場合は、県障が

い福祉課又は児童家庭課まで御報告ください。

- 詳細については、県のホームページを御確認下さい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/jyouhoukouhyou.html>

令和 8 年度福島県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

1 基準日

令和 8 年 4 月 1 日

2 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

3 報告の対象となる事業者等

(1) 対象サービス

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(2) 対象事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する事業者とする。具体的には、(1) に係る指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

ア 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前にお

いて知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者(ただし、県内の福島市長、郡山市長及びいわき市長以外の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。)

(以下「既存事業所」という。)

イ 基準日以降、知事の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者(ただし、県内の福島市長、郡山市長及びいわき市長以外の市町村長から指定を受け、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する指定特定相談事業者を含む。)(以下「新規事業所」という。)

4 事業者ごとの報告の内容、方法等

(1) 報告の内容

事業者が報告する具体的な内容は、以下のとおりとする。

ア 既存事業所 別添1 基本情報、別添2 運営情報及び別添3 経営情報

イ 新規事業所 別添1 基本情報

(2) 報告の方法

原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ知事へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

(3) 報告の開始

ア 既存事業所 基本情報・運営情報：令和8年5月1日
経営情報：毎会計年度終了後

イ 新規事業所 事業者指定を受けた日

(4) 報告の期限

ア 既存事業所 基本情報・運営情報：令和8年7月31日
経営情報：毎会計年度終了後3か月以内

イ 新規事業所 事業者指定を受けた日から1か月以内

5 障がい福祉サービス等情報の公表時期

(1) 基本情報及び運営情報

ア 既存事業所 報告後2か月以内

イ 新規事業所 報告後1か月以内

(2) 経営情報

属性等に応じてグルーピングした分析結果を毎年度公表する。

6 障がい福祉サービス等情報の更新の取扱い

原則、報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更のあったときは、その都度、事業者は知事に報告する。

7 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

福島県保健福祉部障がい福祉課

施設福祉（TEL：024-521-7240）

在宅福祉（TEL：024-521-7171）

福島県こども未来局児童家庭課

（TEL：024-521-8382）

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

事務連絡
令和8年4月1日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について」
の正誤及び令和8年度における障害福祉サービス等事業者経営情報（令和7
年度決算情報）の報告時期について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部
改正について」（令和7年9月1日障障発0901第1号）を別紙1のとおり訂正すること
としますので、御了知の上、管内施設・事業所等に対し、その周知徹底を図っていただく
等、特段の御配慮をお願いします。

また、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限について、令和7年度（令和6年
度決算情報）においては、経過措置として、一律令和8年3月31日までとしておりました
が、令和8年度以降については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号）第65条の9の7及び児童福祉法施行
規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の3の規定に基づき、障害福祉サービ
ス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとしておりますので、期限内に確実な
報告をいただくよう、周知をお願いします。

なお、「障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき経営情報の
対象について（周知）」（令和7年12月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害
福祉課事務連絡）において周知のとおり、令和8年度にご報告いただく障害福祉サービ
ス等事業者経営情報（令和7年度決算情報）について、令和7年12月から令和8年2月に決算
月を迎える障害福祉サービス等事業所におかれましては、令和8年度に限り、令和8年4月
1日より3月以内に報告いただくこととしております。令和8年度における報告時期の詳
細は別紙2のとおりになりますので、あわせて再周知をお願いします。

○ 「「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日障障発第 0423 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前																								
1	別紙 3	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添3</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八</th> <th style="width: 50%;">障害福祉課長通知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)</td> <td>8. 経営情報</td> </tr> <tr> <td>イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報</td> <td>事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類</td> </tr> <tr> <td>ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容</td> <td>事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益</td> </tr> <tr> <td>ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項</td> <td>職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・<u>別添1</u> ・職種別の非常勤職員の数 ・<u>別添1</u></td> </tr> <tr> <td>ニ その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八	障害福祉課長通知	第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報	イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類	ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益	ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・ <u>別添1</u> ・職種別の非常勤職員の数 ・ <u>別添1</u>	ニ その他必要な事項		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添3</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八</th> <th style="width: 50%;">障害福祉課長通知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)</td> <td>8. 経営情報</td> </tr> <tr> <td>イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報</td> <td>事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類</td> </tr> <tr> <td>ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容</td> <td>事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益</td> </tr> <tr> <td>ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項</td> <td>職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与</td> </tr> <tr> <td>ニ その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八	障害福祉課長通知	第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報	イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類	ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益	ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与	ニ その他必要な事項	
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八	障害福祉課長通知																										
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報																										
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類																										
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益																										
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・ <u>別添1</u> ・職種別の非常勤職員の数 ・ <u>別添1</u>																										
ニ その他必要な事項																											
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 第六十五条の九の八	障害福祉課長通知																										
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報																										
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の納付方式 ・サービスの種類																										
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・増産費収益 ・その他の事業における収益																										
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の数 ・職種別の非常勤職員の給与																										
ニ その他必要な事項																											

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について」の正誤及び令和8年度における障害福祉サービス等事業者経営情報(令和7年度決算情報)の報告時期について 別紙2

		R7年度												R8年度												備考														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4※注4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	報告期間①	報告期間②	報告期間③												
基本情報・運営情報	全法人共通	報告期間												報告期間												-	-	-												
経営情報	1月決算	報告期間① ※注1												報告期間② ※注5												令和7年1月決算の報告	令和8年1月決算の報告	-												
	2月決算	報告期間① ※注2												報告期間② ※注5												令和7年2月決算の報告	令和8年2月決算の報告	-												
	3月決算	報告期間①												報告期間②												令和7年3月決算の報告	令和8年3月決算の報告	-												
	4月決算													報告期間②												令和7年4月決算の報告	令和8年4月決算の報告	-												
	5月決算													報告期間②												令和7年5月決算の報告	令和8年5月決算の報告	-												
	6月決算													報告期間②												令和7年6月決算の報告	令和8年6月決算の報告	-												
	7月決算													報告期間②												令和7年7月決算の報告	令和8年7月決算の報告	-												
	8月決算													報告期間②												令和7年8月決算の報告	令和8年8月決算の報告	-												
	9月決算													報告期間②												令和7年9月決算の報告	令和8年9月決算の報告	-												
	10月決算													報告期間②												令和7年10月決算の報告	令和8年10月決算の報告	-												
	11月決算													報告期間②												令和7年11月決算の報告	令和8年11月決算の報告	-												
	12月決算													報告期間① ※注3												報告期間② ※注5												報告期間③	令和6年12月決算の報告	令和7年12月決算の報告

- ※ 注1: 令和8年2月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。
- ※ 注2: 令和8年3月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。
- ※ 注3: 令和8年1月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和8年3月末までに「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力してください。また、「令和7年度(2025年度)決算情報」については、令和8年4月～6月の間に入力してください。
- ※ 注4: 令和8年4月当初時点で、会計年度が「2025年度」として報告されている情報は、会計年度が「2024年度」として報告されたものとなるように、システム側で一括してデータ移行を行いますので、注1～3において、会計年度が「2025年度」と表示されている状態であっても、「令和6年度(2024年度)決算情報」を入力し、報告期限を迎えた後は、「2024年度」に報告されたものとして扱われます。
- ※ 注5: 注4に記載の処理を行うため、決算月が12月～2月の事業所における「令和7年度(2025年度)決算情報」の報告期間の一部が「令和6年度(2024年度)決算情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和7年度(2025年度)決算情報」に限り、その報告期間を令和8年4月～6月の3月間とします。

情報公表未報告の事業所への対応

厚生労働省資料より抜粋

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。